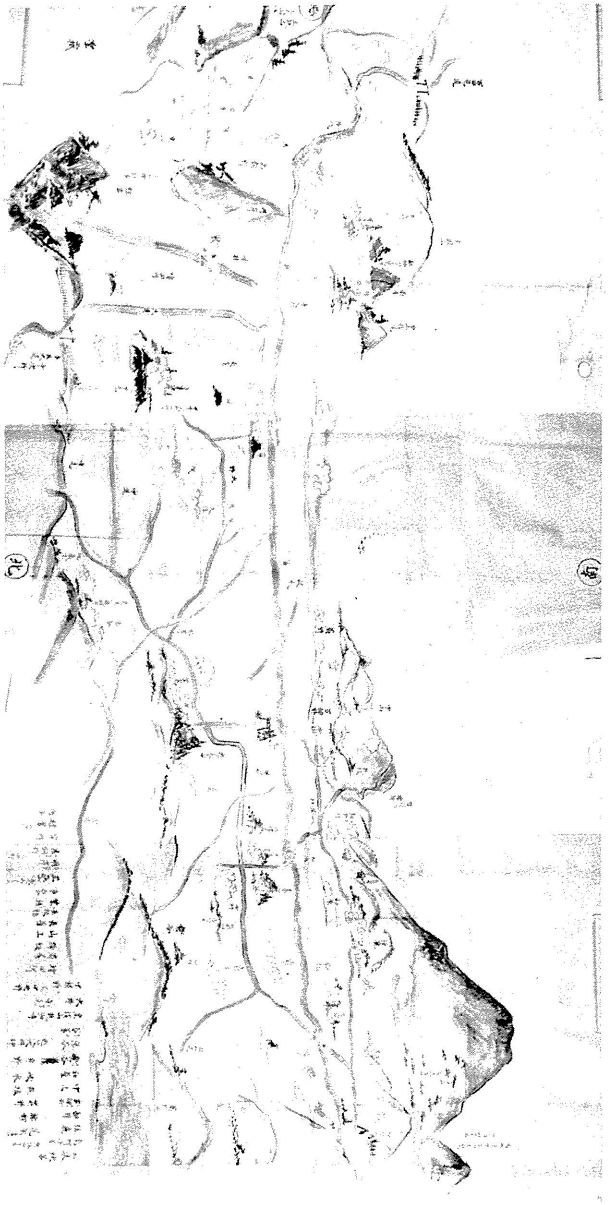


一九七四年三月

高木家文書調査報告 Ⅲ

名古屋大学附属図書館高木家文書調査室



土岐郷風景

文久2(1862)年3月、高木貞広が家督相続後、はじめて領内に入部し

たときのもの

82cm×194.5cm

多色

目次

まえがき

I 調査室運営

II 調査室の事業

- 1 輪中地帯視察
- 2 高木家文書・永田家文書展示会
- 3 古文書講習会
- 4 本学所蔵以外の高木家文書調査
- 5 閲覧

III 分類・整理

- 1 分類項目
- 2 第三年度一点整理進展状況
- 3 解題

ま え が き

高木家文書調査五カ年計画の第三年度の終了にあたって、調査報告書の第三集を作成することになった。本調査報告書では、はじめに、今年度の運営委員会の経過報告をし、つぎに、現地視察、展示会、古文書講習会、分類、整理の諸事業について報告する。分類、整理は、今年度、支配、家政、財政を中心に約七五〇〇点の整理を終了し、初年度から通算して二三五〇〇点余になった。そこで最後に、今年度整理済みの文書のなかからおもなものを適宜取りあげ、その仮解題をすることにする。

なお、この報告書は主として西田真樹室員によって作成された。とくにⅢのろはもっぱら同室員の執筆するところである。

一九七四年三月

# I 調査室運営

## 1 第一回運営委員会 四月一七日

第三年度の高木家文書整理事業計画がおよそつぎのように確認された。今年度は、財政、家政、治水等を中心に約一二五〇点を目標として一点整理をする。高木家文書関連史料の調査、探訪は、昨年度着手した蓬左文庫所蔵の東高木家文書について継続をするほかに、新たに、三重県多度町香取伊東春夫氏所蔵西高木家文書、岐阜県海津町森川寛吉氏所蔵東高木家文書、同揖斐川町市田静馬氏所蔵西高木家文書について調査が必要とされるが、特別な予算措置はとれないので、当面従来どおりの調査室予算の枠内での実施を検討し、ばあいによっては図書館側の協力が得られることとなった。また、高木家文書研究の一環として、古文書講習会を催すことが提案され、東海地区大学図書館協議会の研究集会として実施する方向で了承された。

高木家文書の閲覧については、昨年度末に暫定的に決められた申合せ事項（別掲）が正式に了承された。一九七三年度の運営委員および調査室のスタッフはつぎのとおりである。

文学部教授	佐藤進一（小委員会委員）
同 助教授	網野善彦
教育学部教授	結城陸郎
法学部教授	平松義郎（小委員会委員長）
経済学部教授	塩沢君夫（委員長）
理学部教授	樋口敬二（九月二十九日まで）

同	島津康男（十一月一日より）
医学部教授	岡田博
工学部助教授	島田静雄（小委員会委員）
農学部助教授	片岡順
教養部助教授	伊藤忠士（小委員会委員）
室長	塩沢君夫
室員	西田真樹
補助員	岸本知子（四月三〇日退職）
同	山下美智子
同	牧敬子
同	旭澄江（五月一日付）
同	村瀬雅子（五月一日付）
2 第一回小委員会	四月一七日

今年度の高木家文書関連史料の調査、探訪は蓬左文庫のほかに多度町香取伊東春夫氏所蔵西高木家文書について実施することになった。

現地視察は、水行奉行高木家のゆかりの地である輪中地帯に決定された。五月末実施ということで日取を調整することになった。

古文書講習会は、古文書学、高木家文書の説明とその整理上の問題点について講習をし、図書館職員、研究

者、高校教師をおもな対象者とするなどの大綱が決められた。

3 第二回小委員会 五月九日

昨年度の決算報告が審議され、次回の運営委員会にはかることになった。輪中地帯の視察は六月上旬実施と予定を変更した。古文書講習会は主として図書館職員の研修として位置づけ、秋に一〇時間前後の時間をとって実施することにした。実施要項、講習内容などの細目はさらに検討することになった。

4 第二回運営委員会 五月十五日

昨年度の決算報告が審議され了承された。輪中地帯の視察は六月六日に実施されることになった。(しかし、その後の調整により日程の都合がつかずさらに延期された。)最後に、高木家の旧領地をその一部にもつ上石津町から町史編纂のための協力要請があったことが報告され、審議された。具体的には、当面の閲覧規定で制約されている写真撮影が問題となった。審議の結果、本件を特例としてあつかい、館長宛に撮影許可申請書を提出してもらい、運営委員会で検討して許可する。原フィルムの所蔵を明確にする。成果は寄贈してもらう。以上のことが確認された。

5 第三回小委員会 一〇月一七日

輪中地帯の視察は一月上旬とし、日程の調整をすることになった。展示会は一月から二月にかけて一週間開催することになった。今回の展示テーマは高木家の家臣団についてと決定した。なお文学部所蔵の尾張藩佐屋代官所手代永田家日記もあわせて展示することになった。懸案の講習会問題は今回の小委員会できらに煮つめられた。その結果、一月中旬をめどに、大学図書館関係者、学生を対象とし、最大八〇名規模の講習会を、名大附属図書館と東海地区大学図書館協議会の共催で開催することになった。高木家文書の紹介、古文書

の読みかた、古文書の取扱いかたの普及を目的とし、具体的には、佐藤教授からは古文書学概論、平松教授からは近世の法制史的側面からの解説、伊藤助教授からは近世地方関係の解説、西田室員からは高木家文書とその整理上の問題点の紹介を、合計一〇〜一二時間で講義することとした。

6 第四回小委員会 十一月二日

今回の小委員会では展示会の件が中心的に話合われた。期間は最終的に十一月五日から一週間となった。展示内容は「高木家の家臣団」をテーマとして、家臣団の構成、家臣の勤務、軍役と訓練、家族の統制、明治維新と家臣団の五つの柱をたて、家臣団の形成から消滅までを説明することになった。

7 第五回小委員会 十一月二日

古文書講習会実施要綱案が検討された。受講資格者は主として図書館関係者、市町村史編纂関係者とし、含みとして本学学生、院生の参加をも認めることになった。一人二時間半の議義時間で、講義内容のレジュメ、影写史料を教材として実施することになった。

8 第六回小委員会 一月三〇日

今年度の整理費の支出状況について報告があり、残額の支出予定とあわせて了承された。古文書講習会には六六名の参加申込みがあり、全員を受講者に決定したことが報告された。その内訳は、東海地区大学図書館関係者(名大を除く)一六名、公共図書館関係者二名、市町村史編纂関係者六名、名大本館職員二四名、各部署図書係九名、大学院生九名である。

9 第三回運営委員会 二月二八日

この運営委員会は今年度最後のものであるので、一年間の業務の総括がなされた。運営委員会、小委員会の

経過報告のあと、現地視察、展示会、古文書講習会、文書整理など諸事業の報告があった。第三年度の文書整理点数は七四九三点で、整理補助員の一名（週二日）増加が反映して昨年の七〇七九点を多少なりともうまわることができた。全体としては二三〇〇〇余点に達し、ほぼ順調に進んでいることが確認された。

つぎに来年度の事業計画が審議された。来年度はすでに四年目であり、五カ年で高木家文書の整理を完了し閲覧に供するという当初の目的を完遂するためには、さらに整理の速度を速めるとともに、その全貌を公表する目録刊行の準備をしていく必要性が確認され、具体的な計画を小委員会で検討することになった。

#### 10 第七回小委員会 三月一日

この小委員会では次年度の整理事業計画を、運営委員会にひきつづいてさらに検討した。基本作業では、財政、家政、支配、治水等を約一〇〇〇点整理する計画であるが、なかでも治水について分類、整理を進めていくことにした。そしてその過程で治水をテーマにした展示会を計画することになった。また講習会も実施する方向で検討することになった。目録は事業期間中に一分冊刊行することとし、A領地、B支配、O家臣、D勤役ぐらいまでの一万数千点分の原稿を今年末までに作成する計画をたてた。以上の計画を遂行するために補助員の増員が必要であり、その人件費を中心とした予算の増額を要求することにした。

## II 調査室の事業

### 1 輪中地帯視察

一月九日、輪中地帯の視察が実施された。高木三家は水行奉行としてこの地帯を毎年巡見し、また「薩摩御手伝普請」として有名な「宝暦治水」をはじめ幾度か行なわれたこの地帯の治水工事には幕府から見廻りを命じられた。本学所蔵の高木家文書にはこの関係の史料が一万数千点保存されている。

視察は川下から北上するコースをとった。明治に入ってからの大改修で近世の面影はほとんどないが、それでも、「宝暦治水」による堤が一部確認された。殉職した薩摩藩士の霊を祀ってあるという治水神社の社務所で、名大工学部土木工学科教授西畑勇夫氏と海津町長から治水の歴史と現状を解説していただいた。つぎに、建設省木曾川下流工事事務所関係者の案内をえて揖斐川ぞいに北上し大垣に入った。市役所では助役から大垣輪中の水防史と区画整理による水郷の変貌について話を聞いた。

現在にいたるまで受けつがれてきた水との闘いの一端を知ることができ、有意義な現地視察であった。参加者は運営委員を中心に一四名であった。

### 2 高木家文書・永田家文書展示会

今年で三回目を迎えた展示会は、一二月五日から一日までの一週間、図書館視聴覚室においておこなわれた。参加者は、学内者八二名内学生四九名一般三三名、学外者二四名内学生二名一般二二名、合計一〇六名であった。参加者には展示史料を簡単に解説したパンフレットを配布した。高木家文書の展示は家臣団の成立から消滅までを史料的に跡づけることを主眼にして、つぎのような種類と配列にした。

#### △展示テーマ▽

高木家の家臣団

#### △展示史料目録▽

A 家臣団の構成

- 一 石津郡多良村之内奉公人衆水帳
- 二 時多良家付覚
- 三 奉公人帳
- 四 御家中士帳<sup>并</sup>御役付
- 五 御家中<sup>江</sup>被仰渡其外御定被仰出候書付控
- 六 御家中一統<sup>江</sup>拜領屋敷<sup>江</sup>家作<sup>二</sup>付御手当金<sup>并</sup>  
拜借金相渡返納方覚
- 七 御家中分限録

B 家臣の勤務

- 一 起請文
- 二 差上申一札之事(武先奉公一札)
- 三 御条目
- 四 御屋敷<sup>御取締</sup>御暮方目録
- 五 出勤付留帳
- 六 御家中不参御暇覚帳
- 七 願書(病氣に付休暇願)

慶長一五(一六一〇)年九月

元和九(一六二三)年九月

寛文一一(一六七一)年九月

寛政五、一二(一七九三、一八〇〇)年

文政八(一八二五)年

文政八(一八二五)年二月

嘉永五(一八五二)年三月

天明元(一七八一)年五月

弘化三(一八四六)年正月

宝曆八(一七五八)年八月

寛政七(一七九五)年九月

慶応三、明治元

(一八六七、八)年二月

文久二、三(一八六二、三)年正月

安政五(一八五八)年一月

A 家臣団の構成

- 八 御家中御扶持米渡覚帳
- 九 御足輕御中間共他行御飛脚雜用当事御定之覚
- 十 以書付奉願上候(家計逼迫に付借米願)
- 十一 御請書奉差上候(借米願済みに付請書)
- 十二 御達(切支丹証文)
- 十三 日記
- 十四 (御仕置之次第)
- 十五 奉願御役儀御免候覚

O 軍役と訓練

- 一 御軍役之次第
- 二 (陣立図)
- 三 一刀流 集義館出席帳
- 四 劔鎗試合帳
- 五 咲国陸地歩兵練兵小隊号令詞
- 六 西洋訓練出席帳

D 家族の統制

- 一 奉願隠居候覚
- 二 奉願惣領候覚

天保四、嘉永七(一八三三、五四)年二月

慶応元(一八六五)年一月

文久三(一八六三)年二月

文久三(一八六三)年二月

天保元(一八三〇)年九月

弘化二(一八四五)年

弘化二(一八四五)年二月

天保四(一八三三)年五月

(慶長二〇(一六一五)年)

(年代不明)

慶応三、四(一八六七、八)年正月

慶応三(一八六七)年一月

(年代不明)

文久四(一八六四)年正月

天保一五(一八四四)年二月

万延元(一八六〇)年二月



- 三 縁組願書 弘化五(一八四八)年 一点
- 四 乍恐以書付御届奉申上候(御養子離縁届) 安政五(一八五八)年二月 一点
- 五 以書付御届申上候(女子丈夫成りに付届) 文久二(一八六二)年二月 一点
- 六 願書(姓名変更願) 天保五(一八三四)年二月 一点

E 明治維新と家臣団

- 一 士籍書 (明治三(一八七〇)年) 一点
  - 二 (家臣帰農に付届書下書) 明治四(一八七一)年 一点
  - 三 乍恐書付を以奉願上候(資本金一括給付願) 明治七(一八七四)年七月 一点
  - 四 奉差上候御請書之事(資本金一括給付願済みに付請書) 明治七(一八七四)年八月 一点
  - 五 願書(扶持加増願) 明治一二(一八七九)年九月 一点
  - 六 記(金祿元金受取) 明治一四(一八八一)年二月 一点
- (以上 四〇種四七点)

3 古文書講習会

古文書講習会は東海地区大学図書館協議会の協力のもとに、二月、本学図書館視聴覚室において実施された。「大学図書館等の公共機関において近世文書を取扱っている例も少なくなく、原文書の利用保存上、その取扱に関する知識、技術の向上が要請されている現状にかんがみ、古文書取扱者に対し、その基礎的知識、技術を

習得せしめるものである」との趣旨にもとづき、つぎのような科目を設定した。

古文書の整理および講読

- |          |      |
|----------|------|
| 古文書一般    | 佐藤進一 |
| 近世文書(家臣) | 平松義郎 |
| 近世文書(村方) | 伊藤忠士 |
| 高木家文書    | 西田真樹 |

参加者は合計六三名、うち学内者三八名(図書館員二九名、その他九名)、学外者二五名(大学図書館関係者一七名、公共図書館関係者二名、市史類編纂関係者六名)であった。参加者には講義内容のレジュメと文書の写を教材として配布するとともに、カード、ラベル、整理用封筒などを見本として配布した。

なお、講習会参加者むけに、検地帳、名寄帳、免状、年貢勘定目録、宗門改帳、五人組帳、御役人馬<sup>井</sup>村入<sup>井</sup>用御印紙帳、山論関係文書、一揆訴状、家臣起請文、『濃州川通村々取払榜示杭手形帳』、『川通御用日記』などを展示した。

4 本学所蔵以外の高木家文書調査

(1) 伊東春夫氏所蔵高木家文書

三重県桑名郡多度町香取の伊東氏所蔵の高木家文書の調査は一〇月に実施された。所蔵されている文書はつぎの三点で、いずれも写真撮影をした。以下簡単な紹介をする。

『勢州桑名川通<sup>御料</sup>村々連判一札』元禄一六(一七〇三)年一月 美縦

『岐阜県治水史』によれば、元禄一六年三月、笠松代官辻六郎左衛門の意見により、水害の原因になって桑名川通の障害物の取払い工事を施行することになった。高木五郎左衛門と南条金左衛門が取払懸奉行に任せられた。同書では工事についての辻や高木等の意見書は収録しているが、実際に施行された工事内容についてはいっさいふれていない。その点この『村々連判一札』は、取払い場所で今後水行の障害になることはしない旨の一札であるから、工事の結果をも示している史料であり、貴重なものである。

『〔勢〕州桑名郡堤猿尾改帳』宝永二(一七〇五)年六月 美横

桑名川取払い工事にひきつづいて、木曾、長良、揖斐をはじめ美濃の諸河川の水行障害物の取払い工事が計画された。この史料は、その準備として、美濃、伊勢の川沿いの村すべてから、堤、猿尾、川幅を書きあげさせた一連の史料のなかの一点であって、現に本学所蔵の高木家文書には同類の史料が約八〇点存在する。

『濃州川波御手伝御普請之内

堀江荒四郎殿 御見分之節模様積り替候帳』辰三月

美縦

寛延元(一七四八)年丹羽若狭守の「御手伝普請」のときのもので、その内容は、香取川堀割、油島新田土出、帆沖新田前猿尾継足埋石、深谷部沢堀割、茂左衛門新田取払などの見積である。

## (2) 蓬左文庫所蔵高木家文書

蓬左文庫所蔵の東高木家文書は総点数二一六五点である。おもな文書について簡単に紹介する。

領地関係文書には、まず慶長一四(一六〇九)年『高木藤兵衛知行多良村御縄打水帳』がある。同年の時郷の分は、三家の所領区別していない検地帳が本学にあるので、東高木家領の土地は双方をつきあわせてはじめて復原できる。元和三(一六一七)年『松の木村川成門見帳』は本学の同年『時村川成改帳』と密接な関連があるであろう。戸口関係は明和五(一七六八)年『時村々人数御改帳』があるのみで、系統的な分析は不可能であるというわけではない。

年貢関係では『勘定目録』が比較的多くある。正保三(一六四六)年のものも古く、それ以降は寛文三(一六六三年)年、同五年、同一〇年、同一二年、延宝四(一六七六)年とまばらである。一七世紀の『勘定目録』は以上に尽きる。それ以降は一八世紀中期のものが数点あり、あとは一八世紀末から一九世紀初めにかけての二〇点ほどである。以上のものはすべて時多良両郷についてトータルに把握できる史料である。文政期(一八二〇年代)以降明治二年までの『勘定目録』は村別となっている。領地の全村にわたって累年残っているというわけではない。

触書は元禄一六(一七〇三)年から明治初年のものでほぼ完全に残っている。総冊数は一二七冊である。ちなみに本学のばあいは正徳三(一七一三)年付からである。

文政六(一八二三)年付『修理様御領分時郷下村長屋村久保村騒々敷一件』、『西様百姓時郷騒乱之略記』の二冊がある。膳所からの借金の担保に入っている田地をめぐって駆込願書が東高木家へも出され、また村役人の罷免要求が出された。西高木家側の史料とつきあわせて検討する必要がある。

川除普請関係の史料が比較的多くあることも特徴の一つである。主として『川除目論見帳』で一六六点にのぼる。天保一三(一八四二)年には「時郷上村と堂之上村と井水巾広之儀」<sup>ニ付</sup> 出入出来、致出訴候処、及利解双方割合納得内熟済申渡、内熟相整」という一件文書がある。

山論は史料的に三件確認できる。一件は文化一三(一八一六)年から文政三(一八二〇)年まで争われた上村と時山村の争論であり、日誌が八点ある。他の一件は時山村と近江五僧村との境争論であり、文化六(一八〇九)年付と文政元(一八一八)年付の諸事留帳が残っている。これは国境争論として領主側からも重視され

たようである。最後の一件は文久二（一八六二）〜三年の湯谷村、堂之上村と西山村との争いである。

『殿中御沙汰書』は、宝暦一〇（一七六〇）年九月、弘化三（一八四八）年閏五月、同四年正月、五月〜八月、一二月、同五年一月〜三月、嘉永元（一八四八）年四月〜一二月と合計二〇冊が残っている。これらはすべて本学には欠けている年月付のものである（『調査報告Ⅱ』二八ページ以下参照）。

『川通御用日記』はつぎの年次のものだけである。寛政二（一七九〇）年、同三年、同六年、同一〇年、文化元（一八〇四）年、同三年、弘化元（一八四四）年、安政六（一八五九）年の八冊である。「川通御用」は三家交代で勤めることがたてまえであったから、その日記も三家に分散しているはずである。これらはその一部である。

東高木家の役人によって記された日記は一八三冊残っている。一年を春（正月〜三月）夏（四月〜六月）秋（七月〜九月）冬（一〇月〜十二月）に分け、四分冊になっている。文化八（一八一）年冬の日記を最初として明治二（一八六九）年冬で終っている。その間欠落しているものは、文化九（一八一）年〜同一二年、同一三年冬、同一四年〜文政三（一八二〇）年、同五年〜同六年、同八年、同九年春夏、天保二（一八三一）年春、同七年春夏、文久三（一八六三）年一〇月である。これとはべつに大内蔵貞教と監物貞嘉の日記が六冊残っている。年代的には文化一二（一八一五）年から明治一三（一八八〇）年までの七五年間にわたる。旗本の生活を知るうえで貴重な史料となる。

天保六（一八三五）年正月付『御旧記頭書早繰（乾坤）』は古文書目録とでもいうべきものである。この年までに一七箱の「御旧記」が蓄積され、その箱ごとに「頭書」すなわち古文書の標題を書きあげてある。納戸方役人による古文書の整理、保存の具体例を示す史料として興味深い。

財政関係の史料も数が多い。このなかで、「御知行勘定」（領内からの年貢の決算）、「御蔵勘定」（蔵米の決算）、金銭出入勘定が独立せず一つの帳簿になっている史料がある。享保一六（一七三一）年、同一七年、同一九年、同一〇年、元文元（一七三六）年、寛保元（一七四一）年、延享二（一七四五）年、同三年、同四年、寛延二（一七四九）年、宝暦元（一七五一）年、同八年、同一三年とはほとんど一八世紀前半のものである。これ以降は分化しているのが普通である。

江戸留守居方の財政関係史料は、『御老方様御雑用勘定帳』と『二ツ割御雑用勘定帳』である。「御老方」とは東高木家のことであるが、「二ツ割」とは東と北の両高木家で折半することを指している。両家の関係が一つの問題となる。これらの帳簿は留守居方の役人から在所の家老あてに差出されたものである。一年を前半と後半に分け、半年ごとの決算となっている。天保元（一八三〇）年から明治初年までだいたいそろっているといえよう。

以上大づかみに紹介してきたところからもわかるように、蓬左文庫所蔵の東高木家文書は数こそ少ないが、史料価値は決して低くはない。とくに本学所蔵の西高木家文書と補いあう点が多く、ひきつづき連絡を密にして双方ともに整理を進めていくことが必要とされる。

## 5 閲 覧

四月一七日の運営委員会でつぎのような閲覧規定が正式に確認された。

高木家文書の閲覧について

昭和四八年四月一日

附属図書館閲覧課

高木家文書（整理済）の閲覧については、附属図書館諸規定を準用するほか、当分の間この申合せ事項による。

1. 閲覧場所は、書庫内キャレルとする。
  2. 史料は、館外へ持出してはならない。
  3. 史料の複写は、筆記を除くほか、してはならない。なお、筆記用具は、鉛筆のほか、使ってはならない。
  4. その他、室員（係員）の指示に従うものとする。
- 右の規定にもとづいて、今年度のべ六名の閲覧者があった。

Ⅲ 分類・整理

1 分類項目

(1) 分類項目表

整理の進展にともない分類項目に変化が生じ、また小項目の設定もされたので、左にそれをまとめて掲げる。項目名の右肩の※印はひととおり整理がすんだことを示す。

大項目		中項目		小項目	
A ※領地		1 知行地		1 土地台帳 2 高帳	
B 支配		2 戸口		2 宗門改帳 3 人数増減 4 送り状 5 縁組願書	
9	※土木	1	※年貢	(1)	勘定目録
8	災害	2	諸役	(2)	国役金
7	一揆・騒動	3	村政	(1)	※小物成
6	※出入・吟味	4	法令	(2)	村役人
5		5		(3)	※村入用
4		6		(4)	その他
3		7		(5)	宗門一札
2		8		(6)	五人組
1		9		(7)	奉公人
				(8)	その他
				(9)	その他
				(10)	その他
				(11)	その他
				(12)	その他
				(13)	その他
				(14)	その他
				(15)	その他
				(16)	その他
				(17)	その他
				(18)	その他
				(19)	その他
				(20)	その他
				(21)	その他
				(22)	その他
				(23)	その他
				(24)	その他
				(25)	その他
				(26)	その他
				(27)	その他
				(28)	その他
				(29)	その他
				(30)	その他
				(31)	その他
				(32)	その他
				(33)	その他
				(34)	その他
				(35)	その他
				(36)	その他
				(37)	その他
				(38)	その他
				(39)	その他
				(40)	その他
				(41)	その他
				(42)	その他
				(43)	その他
				(44)	その他
				(45)	その他
				(46)	その他
				(47)	その他
				(48)	その他
				(49)	その他
				(50)	その他
				(51)	その他
				(52)	その他
				(53)	その他
				(54)	その他
				(55)	その他
				(56)	その他
				(57)	その他
				(58)	その他
				(59)	その他
				(60)	その他
				(61)	その他
				(62)	その他
				(63)	その他
				(64)	その他
				(65)	その他
				(66)	その他
				(67)	その他
				(68)	その他
				(69)	その他
				(70)	その他
				(71)	その他
				(72)	その他
				(73)	その他
				(74)	その他
				(75)	その他
				(76)	その他
				(77)	その他
				(78)	その他
				(79)	その他
				(80)	その他
				(81)	その他
				(82)	その他
				(83)	その他
				(84)	その他
				(85)	その他
				(86)	その他
				(87)	その他
				(88)	その他
				(89)	その他
				(90)	その他
				(91)	その他
				(92)	その他
				(93)	その他
				(94)	その他
				(95)	その他
				(96)	その他
				(97)	その他
				(98)	その他
				(99)	その他
				(100)	その他

F							E							
家							治							
政							水							
7	6	5	4		3	2	1	4	3	2	1	3		
※家	※規	交	書		※日	※家	※系	宝	水	巡	役	※軍		
作	式	際	状		記	督	譜	曆	論	見	儀	事		
(1)	(1)	(1)※	(7)	(5)※	(3)※	(1)※	(3)	(1)	(1)	(3)	(1)	(3)	(1)	(1)
多良屋敷	規式	贈答留	その他	尾張藩家臣奉書	側用人奉書	大老奉書	台所方日記	御用日記	当家	統書	先祖書	武術	軍役	
(2)		(2)	(6)※	(4)※	(2)※	(4)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
江戸屋敷		その他	本願寺門跡書状	若年寄奉書	老中奉書	その他	留守居方日記	他家			名書		軍備	

D				C													
勤				※家													
役				臣													
2	1	4	3	2	1	13	12	11		10							
※参	幕	そ	家	勤	分	交	救	※寺		林							
勤	府	の	他	仕	限	通	済	社		野							
(3)	(1)	(1)	(3)	(1)	(3)	(1)	(1)	(7)	(5)	(3)	(1)	(1)※					
仮養子	参府	幕府	沙汰書	その他	屋敷	相統	勤向	取立・出仕	士帳	分限帳	関所	救済	その他	檀家	殿地	由緒	山林
(2)		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(6)	(4)	(2)	(2)
	初御目見	留守居方御用状	縁組	退身	誓詞	扶持	飛脚	頭賞						出入	勤行祭式	住職	山論

付	I	H		G									
		2	1	5	4	3	2	1	11	10	9	8	
青木家文書 1 省略 (『調査報告1』参照)	雑	経 営	国 事	そ の 他	※ 留 守 居 方 財 政	※ 借 財	※ 村 請 支 出	※ 収 支	※ 仏 事	※ 吉 事	学 芸	書 籍	(3) 調 度 品  (4) 屋 敷 図
					(1) 留 守 居 方 財 政	(1) 借 財	(1) 村 請 支 出	(3) 金 銭 収 支	(1) 収 支 見 積	(1) 仏 事	(1) 婚 姻	(2) 蔵 米 収 支	

(2) 項目内容の要点

「領地」の項から「林野」と「寺社」を除外したことが変更の第一点である。「林野」に含まれる文書は領主による山支配に関連して成立したものであり、たとえば、山奉行作成の『御山諸事覚帳』あるいは山年貢取立関係の文書、山林の入札関係の文書などで、支配の対象としてよりも支配の態様として把握するほうが正確である。「寺社」についても寺社掛りの役人による寺社支配の結果成立した文書が大部分である。したがって「林野」と「寺社」は「支配」の項に移し、「領地」は封建的支配の基本的な対象であるところの土地と人民に限ることにした。

「支配」の項は今年度の整理の進展を反映して大きな変更となった。まず「出入・吟味」と「一揆・騒動」の区別をしておかなければならない。「一揆・騒動」は文字どおり百姓一揆と村方騒動に関するものである。それについて「出入・吟味」は個人間の争論とそれへの領主の介入の結果としての吟味が分類される。吟味はまた争論を起点としないで、領主の側からの一方的なばあいもありうる。一般的には両者の区別ははなはだ困難である。しかしここでは具体的な史実への適用をしているのであるから、両者は混同なく区別しうる。

「土木」の項には「領内治水」と「用水」との二項目を設けた。治水は土木工事を伴うものであるからこの設定は妥当であるとしても、大項目Eの「治水」とどう区別がつけられるのか。治水が農民支配の重要な柱であることは事実であるが、それをみずから支配する農民からの年貢を確保するために実行するのか、それとも領主階級の一員として農民を支配するという大義はあるものの、実際は単なる幕府への勤めとして実行するのかを明確に区別しておく必要はあろう。その意味で、「領内治水」として「支配」の項に分類したのである。「用水」はそれとの関連においてここに分類されるのは当然である。

「勤役」「幕府」の項に新たに小項目「幕府」を加えた。ここには幕府主導による諸事業へ高木家がならぬかの形で参与することによって成立する文書が分類されている。ただし「幕府」という項目名は再検討を要する。

「系譜」の項には「先祖書」、「名書」、「統書」の三小項目を設定した。「先祖書」は先祖の来歴に関する文書を分類してあり、その中心的存在は『先祖書』である。「名書」は一人ずつの経歴を示す文書を分類した。「統書」には縁組などの治定のためにとりかわした『統書』が分類されている。もともとは「吉事」に入るべきであるが、個別に独立して出てくるときそれとの関連がつけにくいので、ここに分類した。

「明治」に関する文書はまだ分類は進んでいない。「幕府」との関連で手直しの必要が生じたのでその点を明らかにしておく。「維新・明治」としてきたものを「明治」のみにし、「維新」を「幕府」へ組みこんだ。幕末から維新にいたる一連の政治過程はまた幕府の崩壊の過程でもある。その過程に高木家が一定の関与をすることによって成立した文書が現在残っているわけである。したがって「幕府」と切離すこと自体が不自然にならざるをえない。そこで「維新」を「幕府」に含め、「明治」を高木家の明治以降の歴史を示す文書を含べき項目とした。「維新」と「明治」の区別は高木家が旗本であることをやめた時点、すなわち版籍奉還の時点である。高木家はこののち薩藩置県まで中大夫として新政府に仕える。これを「新政出仕」として小項目をたてた。明治九（一八七六）年から同一二（一八八九）年まで学区取締を勤めるので「学区取締」を二番目の小項目とした。ついで明治一二年から同二六（一八九三）年まで郡長を勤めるので「郡長」として三番目の小項目とした。以上の公的なものについて、私的なものとして「経営」が考えられる。

2 第三年度一点整理進展状況（一九七三・三・一～一九七四・二・二八）

B	2	1	支 配	諸 役	小物成	1 ~ 192	402	
	5	1		諸 願 書	諸 願 書	1あ~33く	820	
	6	1		出入吟味	出入吟味	1 ~ 153	415	
	9	1		用 水 土 木	領内治水	領内治水	1 ~ 228	279
		2			用 水	用 水	1 ~ 65	162
	10	1		林 野	林 野	林 野	1 ~ 264	525
		2			寺 社	由 緒	由 緒	1 ~ 24
	11	2		寺 社	住 職	住 職	1 ~ 65	137
		3			敷 地	敷 地	1 ~ 65	185
		4			勤行祭式	勤行祭式	1 ~ 139	267
		5			檀 家	檀 家	1 ~ 11	76
		6			出 入	出 入	1 ~ 173	495
	12	7		救済顕賞	そ の 他	そ の 他	1 ~ 9	16
		2			救 済	救 済	1 ~ 89	294
D	1	3	勤 役	幕 府	幕 府	1あ~206	543	
	2			幕 府	幕 府	1あ~206	543	
F	1	1	家 政	系 譜	先 祖 書	先 祖 書	1 ~ 27	38
					名 書	名 書	1 ~ 32	59
					統 書	統 書	1 ~ 35	36
	2	1	家 督	当 家	当 家	1あ~56	360	
				他 家	他 家	1あ~14い	99	
	5	1	交 際	贈 答	贈 答	1 ~ 215	215	
10	2	吉 事	養子縁組	養子縁組	1 ~ 21	242		
G	3	1	財 政	借 財	借 財	80~468	1568	
	4			留 守 居 方	留 守 居 方	1 ~ 129	208	
							合 計	7493
							初年度より遡算	23509

3 解題

(1) 小物成

領内からの小物成の徴収を全体的に把握できる史料としては、主としてつぎのようなものがある。

『小物成請取帳』

延享二(一七四五)年〜同三年 三冊

寛延二(一七四九)

『小穀勘定目録』(『小物成勘定帳』)

寛延元(一七四八)年〜同三年 二三冊

宝曆六(一七五六)年 同八年〜同九年

明和二(一七六五)年〜同八年

安永四(一七七五)年〜天明四(一七八四)年

宝曆二(一七五二)年 同一三年〜 六冊

明和元(一七六四)年 同三年〜同五年

『御領分小物成万納覚帳』

天明五(一七八五)年〜文化一三 三七冊

(一八一六)年 文政元(一八一八)年〜

同四年 同六年

『御領分小物成拾一品納覚帳』

寛政四(一七九二)年 一冊

『小穀納払帳』

文政八(一八二五)年〜天保元(一八三〇)年 三二冊

同三年〜同四年 同六年〜安政五(一八五八)年

『小穀拾壹品納方請取帳』

天保一二(一八四一)年 一冊

『小物成請取帳』はその名の示すように、小物成を村ごとに請取った順に記載していったものである。またこの帳簿は、小物成として徴収し、領主の手元にある穀類の総有高を示す機能をも兼ねそなえていたらしく、穀類別の冒頭には「子之暮有小麦」などと繰越し分が記載してある。

『小物成請取払帳』(『小物成請取払覚帳』)『小物成請取払覚帳』も同じものである。( )は『小物成請取帳』に「払」が加わったものであり、穀類の収支を示している。

前二者が逐次記載されていく帳簿であるのに対して、『小穀勘定目録』は一二月に作成されるものであり、一年間の決算を示している。記載の様式を簡単に紹介すると、穀類別に、前年の繰越し分と「村々納り」が記してあり、「メ」として合計されている。「村々納り」はその内訳が記されていない。小麦のばあいは明和二(一七六五)年の帳簿までは「御手作麦」がここに加えられる。つぎに、「内払」として各種の支出分が記されている。このなかには、「奥様」「靈鷲院様」「正林寺」「御部屋」「江戸へ下ス」などのほかに単に「払」として換算率と代金を記しているものがあり、換金した分ではないかと思われる。また「村々金納」が払い分として記載されていることに注目される。これらが合計され、さきの入分から「引残」その年暮の御蔵有高が記されている。この帳簿はここで終わっているのではない。各穀類の払い分としてあつかわれ、実際は代金で手元にある分が合計され、それが「上ル」と記されている。以上のように、この帳簿は小物成が二とおりの仕方、すなわち現物と代金とで、処理されていく過程を示していることがわかる。

なお、以上の三種類の帳簿では、大麦、小麦、稗、大豆、小豆、油荳、胡麻は必ず記されており、そのほか

に年によって、真綿、掛茶が記載されていることもある。

『御領分小物成万納覚帳』では、六月の大麦、小麦、懸茶、八月の稗、真綿、綱苧、渋、一〇月の大豆、小



豆、荏、胡麻の計一―品が小物成として徴収されていたことがわかる。それぞれは納入の日付と量が村ごとに記され、時多良両郷分が合計されている。そしてこれらのうちから処分された量とその理由がつきに書きあげられている。各品の総決算はこの帳簿ではなされていない。

一冊だけ残っている『御領分小物成拾一品納覚帳』の前者とのちがいは、これが村々からの納入だけを記しており、払いの分が記していないことである。このことは、この帳簿の作成が領分方であることと関連するのではないだろうか。領分方の職務内容自体必ずしも明確にはならないが、おそらく代官の上において、年貢収納を中心として領地支配を管掌していたものであろう。これにたいして、同年付の『御領分小物成万納覚帳』の作成は、用人の三和六左衛門と近習頭の井狩小隼太である。ともに寛政元（一七八九）年から小穀蔵奉行の職にある。つまり、村々から何をどれだけいつ徴収するかという点に職務の中心を置く役職による帳簿と、小穀蔵における小穀類の出入の管理をする役職による帳簿とのちがいを、この両者に見てよいのではないだろうか。

文政八（一八二五）年からはじまる『小穀納払帳』は用人懸り、蔵奉行、蔵吟味役によって作成される帳簿である。この帳簿では村ごとの記載は再び姿を消し、時多良両郷別か、あるいは両郷合計でしか記されていない。むしろ蔵の出納帳の性格を濃くしている。しかし機能としては『御領分小物成万納覚帳』を引継ぐものであろう。まさに蔵米関係の帳簿が文政八（一八二五）年を境にしてその様式に変化があることを指摘したが（『調査報告Ⅰ』四二ページ参照）、この『小穀納払帳』の出現もそれとの関連を予測させる。そして、それらの背景には文政八年二月の家政改革をいよいよである。この時、高木家では、役名、役順、勤仕内容の改変、人事異動、俟約、陣屋周辺への家臣居宅の強制移転などをおこなっている。

ところで、天保一二（一八四一）年付『小穀拾壹品納方請取帳』は形式的には『御領分小物成万納覚帳』と酷似している。「五月納」「八月納」として、それぞれ村別、穀類別に納入の量が記され、時多良両郷の合計が出され、俵数まで示してあるところはまったく同じである。支出の分は記載していないが、「納方請取帳」という標題からすればその内容はこれで充足している。とすれば家政改革による帳簿の変化は否定されることになるのか。しかし、その内容を詳細に見ていくと、この帳簿が実際に小物成を徴収した時に作成したものであるかどうか疑わしい。「六月納」などあるばかりで日付が記入されていない点、「但代納之節」者 百文 付三百目替」のように換算の基準が仮定として記してある点などから、むしろ徴収のための台帳というべきである。したがって、家政改革による帳簿の変化の可能性は、この史料をもってしては否定できない。

この項のもう一つのグループは実際に小物成を取立てる時に作成される書付類である。時期的には一八四〇年以降にかたよっている。これらの史料を整理すると、取立ての手順がわかる。まず台所方役人が取立てるべき小穀類の相場を美濃高田の二、三の商人に書状で問合わせる。商人からの返事を勘案して、小穀蔵掛り（家老格）から「上」（領主のことか）へ伺いをたて、決定された相場を小穀蔵奉行の用人から代官へ達する。これを請けた代官は村々の庄屋にあてて『小穀蔵廻状』を廻し、上納を命ずる。上納された小穀は代官によってまとめられる。その時作成される帳簿は『小穀上納帳』という。こうして現物は小穀蔵に納められ、同時に、前に紹介した『小穀納払帳』に記帳されるのである。

## (2) 領内治水

領内治水関係の史料は宝暦七（一七五七）年のものにはじまり、明治初年のもので残っている。残りかたにはかたよりがあり、おもな史料については、天保初年までは左の表に示したようにまばらである。しかし

天保五（一八三四）年以降は『川除目論見帳』だけをとっても、ほぼ毎年の分が残っているので、幕末の治水状況はほぼ復原できる。

標題	年月日	作成	宛名	形態	点数
多良村々 川除目論見帳	宝曆七丁丑年六月			原	一冊
時郷川除目論見帳	宝曆八戌寅年七月			原	一冊
多良村々川除目論見帳	宝曆九己卯年七月			原	一冊
多良村々川除目論見帳	宝曆一一辛巳年八月			原	一冊
時上村々立会見分目論見帳	明和六丑年八月	松井周右衛門 大嶽弥部右衛門 平塚七左衛門 立木善左衛門		原	一冊
川除御目論見帳	安永九子年九月	時上三ヶ村		原	一冊
往還橋掛替 二付 惣入用	寛政一一年八月二十日	小寺牧太		原	一冊
割合覚帳	日同 同年九月八日			原	一冊
萬里橋懸替 二付 諸入用覚帳	享和二壬戌年八月	三和六左衛門		原	一冊
御手洗田村堂ノ下三谷文 條川除野帳	文政六年八月	伊東幾右衛門 三輪忠右衛門		原	一冊
時郷御領分村々川除目見帳	文政七申年			原	一冊
時郷御領分御立会川除 目論見帳	文政九丙戌年正月	大嶽半之進 三輪忠右衛門		原	一冊

〔普請仕様帳〕	年月日	作成	宛名	形態	点数
〔普請仕様帳〕	文政九戌年			原	二冊
文政九戌年 文政九戌年正月十八日	文政九戌年正月十八日			原	一冊
御普請仕様帳	文政一一戌子年八月			原	一冊
多良村々立会場川除目論見帳 並新之谷砂石留共	文政一一戌子年八月			原	一冊
時郷川除目論見立会見分野帳	天保二辛卯年二月	大嶽半之進 見習 伊東弥七		原	一冊
御領分多良村々川除目論見帳	天保二辛卯年二月	大嶽半之進 三和六左衛門 見習 伊東弥七		原	一冊
卯年田村御立会川除御普請仕様帳	〔天保二〕			原	一冊
時多良川除御立会御壺方目論見野帳	天保三年正月	大嶽半之進 三和六左衛門 見習 伊東弥七		原	一冊
川除跡御目論見帳	天保三辰年四月	時郷上村々		原	一冊

時多良両郷は支配関係が複雑に入組んでいた。時郷は高木三家の相給であったし、多良郷はそれに加えて幕領、尾張藩領、別所領、青木領が入組んでいた。そのためそれらの支配領域にかかわりなく流れる川の治水は、

当然一つの領内だけでは完結しえない。その史料の反映が、右の表に掲げた史料の標題のなかにも出てくるように、「御立会」である。これにたいして一領域だけで完結していると、このばあいは高木家のことであるが、「御一方」としている。宝曆一一（一七六一）年八月付『多良村々川除目論見帳』によって田村と呼ばれる土地の川除普請をみている。この土地は二町歩であるが、支配系統は七つに分かれている。西高木家領一反、東高木家領四反、中（北）高木家領二反、幕領三反、尾張藩領一反、青木家領八反、別所家領一反である。この年の普請で蛇籠四〇本を使ったので、一反につき二本を割当て、西高木家では二本を負担している。このように、ここでは面積によって費用負担の比率を決めていることがわかる。

つぎに、天保一五（一八四四）年八月付の一連の史料によれば、川除普請がどのような手順でおこなわれるかがわかる。まず時郷下村庄屋の作成になる『御立会川除御目論見帳』をみていくと、普請場所、工作物名（たとえば四方棹、三尺貫、栗大杭、三間籠、逆棹、角棹等）、その数量、材料費、作料、人数が書きあげられ、最後にそれらが集計されている。この合計を「二十一半割」にし、「西様御当り」など三家の分が計算してある。この「二十一半割」は、全体を二一・五で割り、その商に一一・五を掛けると「西様御当り」が出て、五を掛けるとあとの二家の分が出てくる。つまり、一一・五対五対五に比例配分することである。このほか「四ツ割」といって二対一対一に分けたり、「西北式ツ割但シ三ツ割式ツ西三ツ割一ツ北」というように、場所によって比率が決められていた。おそらく当該場所の知行高に基準を置いたのであろう。こうして三家それぞれ割当てを算出して代官所に提出した。同じ下村の『御老方川除御目論見帳』、山上村の『御一方川除御目論見帳』は西高木家だけが関係する場所の普請目論見の帳簿である。現在残っているのはこの三点だけであるが、おそらく他の村々からも同種の帳簿が提出されていたであろう。これをもとに「御領分掛り」の役人

が見分したときのものが『時郷村々川除御普請目論見野帳』である。日付と天候の記入は見分の実施を証拠づける。村々から提出された『御目論見帳』にぞって見分していったようで、記載の順、内容はほとんど同じである。しかし、一方が普請を要求する側の立場、すなわち農民側からのものであるのに対し、他方は普請をおこなう側の立場、すなわち領主側からのものであるから、両帳簿が内容的に同一であることが前提なのではなく、その質的相違が大前提となり、そのうえで内容比較がなされなければならない。つまり、農民の提出した帳簿をもとに、その普請要求箇所を見分し、それぞれに普請の適否、規模等の判断を加えて作成されたものがこの『野帳』である。つぎに位置する史料が『時郷村々川除御普請目論見帳』である。これは『野帳』を整理しまとめたもので、帳尻にはその年必要とされる普請の費用のうち西高木家分を合計し、前年と額の増減を計算したうえで、「右之通当辰年川除ヶ定式御普請目論見分仕候、書面之通仕立方被仰付候様仕度、此段奉伺候」とし、見分役人の署名、捺印をもって、家老に差出されている。これが認められはじめて普請が施工されることになる。

以上のような毎年きまっておこなわれる「定式御普請」のほかに、「急破御普請」といって応急的な普請もおこなわれた。「定式」にせよ「急破」にせよ、その費用は「川除御入用<sup>并ニ</sup>諸職人其外品々御書出シ帳」の一項目として計算され、年貢から控除された（『調査報告Ⅱ』五三ページ以下参照）。

川除普請は農民生産や農民の生活に直接にかかわることであり、領内支配の重要な柱のひとつであった。

### (3) 用水

農業用水関係の史料は個別的な文書が多く、全体を紹介することは困難であるので、いくつかの史実を紹介

することにとどめておく。

宝曆七（一七五七）年二月付で「堂上村三組庄屋」の名により井水の新規取立の願書が提出されている。「三組」というのは、堂上村が高木三家の相給であるので、一つの村が三つに分かれていることを示す。用水などのように村の利害が優先するばあいは、領域を越えて一致した要求を掲げたことを示している。この「三組」の一致した要求としては、それまで茶畑だったところを、近来、茶相場下落のため年貢がまかなえないので、田に作り直すために新しい用水を許可して欲しいというものである。そうすれば一畝に三分ずつの水料が「御益」になると言っている。これにたいして、堂上村の上にあたる上村からは、新用水掘割のために大分の田地を潰さなければならぬし、水そのものも新しい用水に引けるほど豊富ではないと故障を申立てている。この一件がどのように落着いたかは明らかではないが、いったんできあがった水利体系の変更がいかに困難であるかを示している。

これと同じ例は明和八（一七七七）年三月にもあった。時郷の大井水をめぐると下の争いである。下の村々は大野という所を九町歩の田にするために、上下村々田畑の面積に比例して常分水を要求したが容れられず、旱魃の際の刻割という回答しか得られなかった。下の村々ではすべての「地子」の寄合の結果、半分の四町半に田を減らして分水を要求したがこれも容れられず、ついに「上下引分れ下村江之越高等も相返シ候」とおどしをかけるにいたった。しかしそれでも上村々は「御定納之儀少シも無滞急度相勤可申上候」と拒否をした。この項の一連の史料ではここまでしかわからない。幸いにも「諸願書」の項に関連史料があるので、それによれば、「上下同様」ということで落着いたようである。具体的にはどのような解決かはさらに検討を要する。これにより六町歩の田ができた。しかし安永二（一七七三）年に水害に見舞われ、以後天明三（一七八三）年

まで本格的な復旧がなされず、この年ようやく上村々用水の残水と新規築立の溜池とで再興願が提出されている。それにしてもなせ一〇年前と同じ用水を要求しないのかは不明である。用水問題解決の困難さをこの例はものがたっているであろう。

つぎの例は用水の管理、所属に関するものである。井之尻村曾右衛門の時郷大井水に関する二通の願書が残されている。前者は安永二（一七七三）年二月付であり、後者は同一〇（一七八一）年二月付である。いつの時代にか曾右衛門は大井水「取立金」として一八七両二分を時郷村々に貸し、その利米（のちに井領米と呼ばれている）一三石七斗五升を年々受取るようになっていた。しかしそれが年々不同なので高木家に願出たところ、大井水「御引上」ということになった。その際、「此以後右井水修覆何様大破之儀有之候共一粒も其元江断申問敷候」との条件で、修覆料として六石二斗五升を減じられ、七石五斗ずつ年貢同様に与えられることになった。願書の趣旨はこの七石五斗が一向に納まらないので善処してほしいということである。それはさておき、ここに用水の管理、所属が曾右衛門個人から領主に移っていることを示している。問題は曾右衛門がいかなる立場にある人物であるのかということであるが、いまは明らかにならない。一般に用水の管理権がどこにあるのかということは近世の社会を考えていくうえで重要な問題である。この例はその点で貴重であろう。

井料米関係の史料は時郷市原のものが比較的系統的に残されている。天保三（一八三二）年一〇月一三日付の『時郷市原井掛畝歩改野帳』によれば、市原は四町三反二畝五歩の土地で、一畝に二升の割で井料米を取立っている。その『水料御勘定目録』が天保五（一八三四）年、嘉永元（一八四八）年、安政五（一八五八）年と一二冊ある。

#### (4) 林野

高木家の山支配は、その地理的条件のゆえに、一般に近世の領主にとってそれが重要であった以上に、重要な柱であったことは想像にかたくない。ふるから時山炭で有名な時山村のごときは一時期年貢を炭で代納するほどであった。高木家では、山奉行、山吟味役、山廻り役などを置き、山の支配にあたった。本文書にはそれらの役職によって作成された文書ばかりでなく、村々からの文書も豊富に残されている。

まず、『掟山年貢取立帳』は領内の村あるいは個々の農民に掟山として山の利用権を一時的に与え、その見返りを年貢として取立てたときの帳簿である。そのような性格の帳簿であるにもかかわらず、現在は天保八（一八三七）年から弘化元（一八四四）年までの八年分八冊と嘉永三（一八五〇）年の一冊しか残っていない。のちにみるように掟山年貢はここに記帳されているものがすべてではないが、天保九（一八三八）年のばあい領内の村および個々の請人から合計七石余の年貢を徴収している。

山奉行などの役人が毎年作成した帳簿に『御山諸事（色）覚帳』がある。これは領主支配下の山仕事について記帳したもので、たとえば、柴、割木のできあがり束数とその人足、作業日、作業場所の書きあげ、杉枝打ちの作業日と人足、木挽人足、杉苗植人足、材木払下げの入札覚、山見廻り覚などが記してある。嘉永元（一八四八）年から明治二（一八六九）年まで二二年分二二冊が残っている。高木家の幕末の山林経営の一端はこの史料によって復原可能である。

領内には幾利山という深い山がある。前にあげた掟山年貢の一部はこの山からのものである。しかし、幾利山の大部分は近江側の村々がふるから利用してきたようである。延宝二（一六七四）年二月の『御請山証文』によれば、この年以前から「御請求」っていたことがわかる。近江国坂田郡本郷村、堂谷村、一色村、長岡村、

万願寺村、梓村、河内村の七カ村が合計一〇石の山年貢で「御山入」していた。これら上村々と呼ばれる七カ村とはべつに、下村々として柏原宿、岩ヶ谷村の二カ村も八石余の山年貢を支払って山を利用して来た。高木家では毎年足輕を派遣して山年貢を徴収した。本文書にはこれら上下九カ村からの幾利山年貢関係の文書が二五〇点保存されている。

このほか系統的にはないが、領内の山の入札関係文書、請負証文、木数調査関係書付等々が残されている。

#### (5) 寺社

まず「由緒」の項からみてゆく。高木家領内の寺社の直接由緒にかかわる史料は実は本文書には残っていない。おもな史料を簡単に紹介する。

元禄一四（一七〇一）年一二月二七日付の『覚』は隠丈寺薬師堂へ「薬師堂守候出家不寄誰ニ永々迄可遣之候」として一人半扶持と茶園と畑を寄進したときのものである。ただしこれは控の文書である。作成の高木清閑は新兵衛貞則のことで、宛名の正覚院は真言宗の寺院である。寺院の由緒を窺える史料のなかではこの文書が最古である。

本末関係のものには、本山から末寺の改派おさえを要請したときの文書が残っている。安政五（一八五八）年の例を左に掲げてみよう。

口上覚

其御知行所ニ罷在候当山末寺

北脇村念通寺

奥 村 明円寺  
堂之上村 福存寺  
同 村 託念寺  
打上村 了覚寺  
上 村 明覚寺  
時山村 蔵林寺

右之寺々若他之本山より

改派之届有之候共当年

十二月中迄は御領掌波下間敷候

此段御届可申入旨従京都表

被仰付越候 以上

本願寺御門跡役寺

唯願寺

六月

このばあい何の理由で改派おさえを要請してきたかは不明である。べつの例では「寺法吟味之筋御座候間」  
との理由をつけている。

このほか、享保一四（一七二九）年の「御領分奥付正覚院寺内之坊正林寺別宗ニ御取建禰宜村江引地被仰付候  
一件」文書、神明社棟札写、流彦大明神由緒書などがある。

つぎに、「住職」の項には住職の就任、隠居、昇進などに関する文書のほか、住職をめぐる一件文書も分類されている。たとえば、安永三（一七七四）年正月付の『正覚院義明出寺<sup>ニ付</sup>一件書物』には義明が無届で他出してしまったときの関連文書が一括されている。また寛政四（一七九二）年には大橋唯願寺の養子が門徒に忌避され、これを離縁し新しい住職を迎えた際の一連の文書もある。天保五（一八三四）年二月付の『時郷打上村了覚寺善海儀不埒之筋ニ付御吟味之上寺務御取上、上村明覚寺兼住被仰付件』には善海が他出して帰ってこないで処分され、五年後に赦免されるまでの一件文書が一括されている。

僧侶の縁組はべつの寺の取次によって寺社懸りの役人に願ひ出ている。本文書には一五通残されているがそのほとんどには年次が記入されていない。

「殿地」の項は、まず堂宇社殿の造営、修覆関係の文書が一つのグループをなしている。そのなかには、天明八（一七八八）年の正林寺再建の際の関連文書六〇点をはじめ、神護寺、流彦大明神など高木家と関係の深い寺社の修覆に高木家が直接関与したことによって生産された文書が大部分を占めている。

つぎのグループは寺社の什物に関する文書である。未年正月一九日付『<sup>正覚院</sup>隠丈寺<sup>隠丈寺</sup>什物帳』、文化（二）乙丑（一八〇五）年二月付『正覚院隠丈寺改出之品覚帳』、同付『正覚院隠丈寺不足品覚帳』のほかは木仏、梵鐘に関するものである。安政三（一八五六）年から四年にかけて笠松役所による寺院の梵鐘調査があった。同四年五月に寺院から笠松へ提出された一札ではつぎのように言っている。「近来諸夷渡来いたし候<sup>ニ付</sup>海岸御備之為諸国寺院之梵鐘、大炮小銃ニ御鑄替之儀被仰出、私共寺院之梵鐘 古来之名器又者前々々時を復し候哉、御糺御座候処、右様之品ニ者無御座候間、其段申上候処、御趣意之趣厚相心得、撞鐘之分可差上旨被仰渡、一同承知奉畏候、尤梵鐘差出方持運等之儀、寺院とも難儀不相成様、追而請取之もの被差置候段、是又被仰渡承

知奉候、依而御請印形差上申処如件」

この項の最後のグループは寺社の土地に関するものである。左に表にして掲げる。

標 題	年 月 日	作 成	宛 名	形 態	点 数
寺地免許状之事	元禄一七甲申年二月 二六日	高木五郎左衛門	濃州石津郡時郷之内下村 大橋唯願寺妙寂 律師	控 紙袋共	一通
寺地御免許写并笠松御役所 江歎願書共 正覚院 唯願寺 御証文等入	文化五戊辰年正月	時郷 大橋唯願寺		写 半縦	一冊
免許状之事	元文二丁巳年一二月 五日	家老 土屋敷馬 高木重一郎	大橋唯願寺明黙法 師	控 紙袋 一紙共	一冊 四冊 九冊
〔屋敷地墨印〕					
御墨印写		西尾庄兵衛		写 折紙	三通
壳渡シ申御墨印屋敷之 事	宝永七寅年正月六日	壳主 海瀬庄兵衛 証人 田中孫右衛門 同断 渡部清七 金きも入 早野彦六		写 一紙	一通
預申御免許状之事	享保八癸卯年一〇月 一〇日	土屋只之進 高木弾之丞	西尾次郎左衛門 同 藤次郎	写 一紙	一通

〔正覚院禁制下書〕	慶長一三戊申年五月	高木貞則	正覚院	原	一紙	一通
〔正覚院寺地免許状下書〕	元禄三庚午年五月一 二日	高木貞則	正覚院	原	一紙	一通
〔正覚院寺地免許状下書〕	元禄三庚午年五月一 二日	高木貞則	正覚院	原	一紙	一通
濃州石津郡多良村正 覚院免地高之覚	元禄三庚午年五月一 二日	高木貞則	正覚院	原	一紙	一通
正覚院田畑免許之事奥村 高〔下書〕	元禄三庚午年五月一 二日	高木貞則	正覚院	原	一紙	一通
覚〔下書〕	元禄一四巳年一二月 二七日	高木清閑	当住 正覚院	原	一紙	一通
正覚院御寄附御証文写 隠丈寺	享保一五庚戌年一二 月一八日	高木修理	日輝山隠丈寺薬師堂 深海坊本湯	写	22 × 15	一冊
隠丈寺薬師堂田畑寄附 〔下書〕	享保一五庚戌年一二 月一八日	高木修理	希鑑山真蔵寺 正覚院深海坊本	原	美縦	一冊
正覚院寄附〔下書〕	享保一五庚戌年一二 月	高木修理	佈鑑山真蔵寺 正覚院本	原	美縦	一冊
濃州石津郡多良村之内奥村正覚 院山林同郡同村之内羽賀原村二而 寄附証文之事〔下書〕	享保一五庚戌年一二 月	高木修理	日輝山隠丈寺薬師堂 深海坊	原	切紙	一通
濃州石津郡多良村之内羽賀原村 隠丈寺薬師堂江山林寄附 証文之事〔下書〕	享保一五庚戌年一二 月	高木修理		原	切紙	一通

奉願上一札之事	明和六丑年二月	正覚院現住 義諦	小寺源次兵衛 松井周右衛門	原	一	包紙共	一通
〔正覚院除地〕	嘉永四辛亥年八月	正覚院	役所	原	一	包紙共	一通
差上申一札之事	卯年九月	願主 兵左衛門 庄屋 半九郎	土屋甚五兵衛	原	一	紙	一通
証文〔下書〕	安永二巳年六月九日	高木修理	弥高寺 悉地院法印	原	一	紙	一通
平尾願証寺改号 并二寺印 改印 付届口上書	天明七未年一二月	願証寺使僧 観乗坊		原	一	切紙共	一通
借用申金子之事〔下書〕	天保一四癸卯年八月	三和六左衛門 大嶽半之進	西蓮寺 役僧中 勢州員部郡清司原村 安頭寺	原	一	包紙共	一通
書付〔下書〕		高木修理内 小寺勘兵衛 伊東幾右衛門 三和六左衛門 大嶽半之進	下間治部卿、下間、 大藏卿、土田肥後、 銅田大膳、土田肥後、 坪坂主馬	原	一	紙	一通
〔真宗誓詞下書〕				原	一	紙	一通
寺社方書付入				原	一	紙	一通

奉了院様 弘教院様 御代 元祿一七甲申年、元文二丁巳年 大橋唯願寺 江寺地御免御 書付控え写	天保二辛卯年六月	本願寺御門跡役者 専心坊芳励 南窓坊俊了 仏現寺大衛	三和六左衛門 伊藤幾右衛門 大嶽要人、小寺勇	原	一	包紙共	一通
〔書状〕	四月三日			原	一	紙	一通
六月一五日夜 本堂寺、浄厳和尚変死一 件	六月一九日			原	二	紙	二通
〔書状〕	六月一九日	西 役人共	東 役人中	原	一	切紙	一通
〔書状〕	六月一九日	東 役人共	西 役人中	原	一	切紙	一通
御由緒略記	天保五年七月一四日			原	一	美紙	一通
東本願寺江御掛合之儀二 付 笠松元 星野又右衛門 江 東 本山使僧浄徳寺江頼 込 木三和六左衛門内 々 申来書状返報下共入	天保五年七月一四日			原	一	紙袋	一通
〔書状〕	七月一四日	星野又右衛門	三和六左衛門	原	一	切紙	一通
〔書状・下書〕	七月一四日	三和六左衛門	星野又右衛門	原	一	半紙	一通



〔書状〕	堂上村託念寺地所、同村治右衛門与出入一件内濟証文等入	天保一四癸卯年五月	領分方	正覚院真静	三和六左衛門 小寺牧太 土屋数馬	原	切紙	一通
	堂上村託念寺分字十山田二而田老ケ所、同村庄屋長大夫与助分上田老ケ申所老ケ所右出入一件書留帳	天保一四癸卯年五月	役所			原	紙袋	一六一枚通冊
	〔堂上村託念寺地所、同村治右衛門と出入一件二村、書付〕	天保一四年	願主 託念寺	代官所		原	包一紙共紙	一六枚通
	乍恐以口書奉嘆願候	天保一四年五月	親類 極念寺	代官所		原	包一紙共紙	一通
	乍恐以口書奉歎願候	天保一四卯年五月六日	願人 託念寺	代官所		写	包一紙共紙	一通
	乍恐以口書奉歎願候	天保一四卯年五月六日	親類 極念寺	寺社掛 役所		原	包一紙共紙	一通
	場所見分御領分堂上村地所字山田之墨引	天保一四癸卯年五月一四日				原	包32紙×共45	一枚

差上申内濟証文之事	堂之上村訴訟方 託念寺	天保一四癸卯年五月	代官所	原	包一紙共紙	一通
奉差上御託一札之事	堂之上村庄屋 井口治右衛門	天保一四癸卯年五月	代官所	原	包一紙共紙	一通
	親類 井口要藏					
	同断 井口勘藏					
	組頭 善四郎					
	同断 新藏					
	附添庄屋奥村 三宅兵治郎					
	組頭 久米治					
	付添庄屋奥村 三宅兵吉					
	取扱人下村庄屋 中西伊右衛門					
	同断 三宅兵吉					
	親類 井口要藏					
	同村相手方 井口治右衛門					
	差添組頭 善四郎					

奉差上御請書之事		天保一四癸卯年六月四日		堂上村本人 組頭 治右衛門 百姓代 民治 伊与八		代官所		原		一紙		一通	
〔書状下書〕(社内立木取扱につき書状)		元治元年甲子年九月一日		伊東嘉郎 大嶽半進 渡辺佐治 伊東幾右衛門		神護寺		原		一切紙		一通	
証書(境内寄進)		明治三庚午年一二月		伊東幾右衛門		正林寺 泰翁和尚		原		一紙		一通	

「檀家」の項には宗門改關係の文書が分類されている。まず天保元(一八三〇)年八月から一〇月に「上方筋」先般邪法相顯候<sup>ニ</sup>付 御領分中猶更御糺一件」があり、家中、多良九カ村からの証文が残っている。

『徳川実紀』によれば、文政一二(一八二九)年一二月二六日の条に「京都八坂陰陽師豊田みつぎ邪法を行ふ<sup>(マ)</sup>にて礙せらる」とある。また高木家文書の『御触書留』にも同年一二月二三日付で、「切支丹宗門之儀、從先前雖為御制禁、今度於上方筋右宗門之由<sup>ニ</sup>而 異法行ひ候もの有、被処敵科候、就<sup>ニ</sup>而者 右宗門之儀、弥可被遂御穿鑿之条、銘々無油断相改、自然疑敷もの有之者 早々其筋<sup>江</sup>可申出」との幕府觸がみえる。高木家では「諸家様<sup>共</sup> 御領分中敵敷御吟味有之由追々承り候<sup>ニ</sup>付」ということで半年たった翌年八月一七日付でつぎのような觸を出した。「切支丹耶蘇宗門之儀<sup>者</sup> 累年之御制法<sup>ニ</sup>而 列年人別御改有之、卿も紛敷儀<sup>者</sup> 無之筈<sup>ニ</sup> 候得共、先達<sup>而</sup> 上方筋<sup>ニ</sup> 而 邪法相顯、從公儀御仕置被仰出候儀<sup>ニ</sup> 候条、御領分之内猶更申合、庄屋元<sup>江</sup>寄合を付、巨細<sup>ニ</sup> 友吟味いたし、難相分儀<sup>者</sup> 手次之寺坊<sup>江</sup>問合、其上<sup>ニ</sup>も難相分候ハ、早速御代官所<sup>江</sup> 可申出候(中略) 右之

趣小前百姓未々迄不残様急度可申聞候云々」

さらに、「宗門改之義猶更寺々々檀家相糺、追<sup>而</sup> 書付差出候方可然」との家臣の意見で寺院を使って穿鑿を徹底することにした。しかし寺院からは「唯僧徒耳<sup>ニ</sup>而者不残打寄せ微細<sup>ニ</sup> 遂穿鑿人別教示之儀<sup>者</sup> 行届兼、御国法<sup>江</sup>も申訳無御座候御事<sup>ニ</sup> 相成候<sup>而者</sup> 何共 奉恐入候(中略) 何卒以御国政御加力之程漏<sup>ニ</sup> 奉願上候」と言ってきたので、結局、三家で相談して、支配のべつなく村ごとに出頭すべき日と場所(寺)を指定し、またその村に檀家を持つ寺もそこに出向いて、三家それぞれの用人、代官の立会のもとに、一人ずつ穿鑿することになった。これは一〇月一日から一四日までの四日間でおこなわれた。当日、出役の役人からは「我等共為見届出役候<sup>間</sup>、寺院<sup>々</sup>示談之趣小前之者迄も心妙<sup>(マ)</sup>ニ 可承旨可申聞候、猶又夫々巨細教示筋之儀<sup>者</sup> 追々於自坊教示有之候間、心得違無之様可承候、得心之上追<sup>而</sup> 書付印形寺々<sup>江</sup>可差出もの也」との申渡があった。

「今般檀家一統心得違之者無之哉、敵敷御穿鑿之儀、從御領主様被仰出候<sup>ニ</sup> 付、各様御教示之趣奉承知、則家内一統巨細穿鑿仕候処、紛敷者<sup>者</sup> 尅人も無御座候、為後日証文差上申処仍<sup>而</sup> 如件」

右の文面の証文が「小前亭主分之者共尅人も不残」捺印のうえ、寺院に差出された。寺院ではそれに「檀中人別逐一穿鑿仕候処、邪宗門<sup>者</sup> 勿論紛敷者<sup>者</sup> 尅人も無御座候(中略) 万一相違之儀於御座候<sup>者</sup> 拙僧共何方迄も罷出急度申訳可仕候」との奥書をし、署名、捺印をし、寺社掛り役所に提出した。

これよりさきの九月には、家中から高木家の大目付あてに、「私家内<sup>并</sup> 召仕<sup>ニ</sup> 至迄遂穿鑿候処、不審成者無御座候」と届を出させている。

以上のように上方の「邪宗露頭」は農民から家臣にいたるまでの大掛りな宗門改をひきおこした。異端にたいする領主の反応の一例として興味深い。



再三、「米麦雜穀共当分御国々出津被差留」旨の触を出している状態であったので実現は極めて困難であった。結局、一〇〇〇石にははるかにおよばないが、二〇〇石を「尾張表御家門様方」から買入れることができた。その内訳は小笠原三九郎三七石、間宮外記五二石、榊原孫六郎二〇石、成瀬内記三一石、遠山鞆負六〇石である。これを一両につき三斗二升で買入れ、領内では「御領分爲御救」一両につき四升安く三斗六升で払下げた。その際、一人一日につき大人五合子供三合の割合で一日分ずつ毎日一〇時から六時までの間に渡すことになっていた。この一件に関連する史料は一四二点である。

「顕賞」には、寛政二（一七九〇）年と三年の孝行者調査と、文政七（一八二四）年、天保五（一八三四）年、弘化元（一八四四）年、安政二（一八六六）年の長寿者調査の史料が分類されている。

#### (7) 幕府

延宝六（一六七八）年に幕府により白山宮の修覆がおこなわれ、高木新兵衛と美濃代官杉田九郎兵衛とがその奉行に命ぜられた。関連文書は三九点である。

幕府巡見使関係の文書は、享保二（一七一七）年、延享三（一七四六）年、宝暦一（一七六一）年、天明八（一七八八）年、天保九（一八三八）年の五回分が残っている。巡見使への言上のために田畑毛付高、家数人数、牛馬数の調査をしたり、道路や橋の修理をしたり、あるいは巡見使接待の準備など、予定の日に合わせ用意万端整えたくえで迎えられた。広範囲にわたる関連史料が残っている。

寛保三（一七四三）年には幕府から派遣された植村左平治が菓草を求めて高木領内へも入ってきている。幕府から発せられた『先触』の写と植村を迎えるための諸入用勘定帳などが残されている。

文化一（一八一四）年には伊能勘解由忠敬が「測量御用」で巡回してきた。文化八（一八一）年付の老中の人馬徴用証文写、測量方からの『御用先触』、領内概況の書上、高木三家間の打合わせ書状、領内への廻状など、地元の受入れ状況がわかる。

開港にはじまり幕府の倒壊に終る幕末の政治過程を示す史料はここに分類してある。めまぐるしく移りかわる政情を把握しようとする努力は、幕府直参旗本の勤役の一環として理解することができる。つきつぎに結ばれた諸外国との通商条約の和解が高木家に残るのは、大名、旗本から意見を徴するという幕府の方針の結果である。中央、地方の諸事件の聞書類、『中外新聞』などの写ほかここに含まれている。

#### (8) 系譜

『先祖書』は寛政三（一七九一）年のものと弘化三（一八四四）年のものがある。ともに幕府へ差出されたものの控である。前者に比べて後者は圧倒的に大部である。記載は、前者が一〇代目修理貞藏まで、後者が一一代目修理経貞までであるが、その差はこれによって生じているのではない。二代目新左衛門尉貞久、三代目権右衛門尉貞利の記載内容が、多くの史料の引用をともなった詳細な説明でふくれあがっていることが、その原因である。記載内容の増大は『系譜之内御尋之趣御答書』と関連させて考える必要がある。この史料は幕府の質問にたいする高木の回答の控で、享和三（一八〇三）年付と文化八（一八一）年付の二冊がある。前者に比べると後者の質問事項は六項目増して九項目となっている。はじめの三項目については質問も回答もまったく同じである。それは主として貞久と貞利に関するものである。これらの質問にたいする回答をふくらませたかたちで弘化の『先祖書』は記載されている。つまり、寛政のそれに比べて弘化のそれが大部になってい

ることには以上のような事情があったのである。このことは、『先祖書』が幕府に差出されたものであるといふこととともに、その性格を考えるうえで重要なことであろう。ちなみに文化七（一八一〇）、八年に幕府側でこれにあたった役人ははじめ目付佐野宇右衛門、同遠山左衛門尉、のちに目付初鹿野伝右衛門、同水野中務である。

「名書」の項には『明細書』が一三点残っている。「明」を「名」と書いた例もある。幕府大目付に差出されたものらしく、その旨朱書されているものもいくつかある。したがって現在残っているものはその控である。形態はいずれも短冊になっている。天保二（一八三一）年『明細書』はつぎのような記載である。

一	高式千三四石式斗余	美濃国時多良	本国伊勢	父修理	金子
			生国美濃	金二郎事	修
				高木	理
				修	経
				理	貞
				ツ子	サタ
				卯三十八歳	

文化七庚午年四月廿八日初而  
御目見仕同九壬申年八月四日家督被  
仰付同月廿一日修理ト改名仕候

嫡子も提出しており、そのばあいは知行高と知行所付はもちろん記載していない。『明細書』がいかなるばあいに提出されたのかはいまのところ明らかにならない。しかしそれが高木家の当主および嫡子を幕府にたいして明確にしているものであるから「名書」の項に分類しておいた。

近世の武士階級にとって格式は重要なものであった。その意味で『武鑑』には注意が払われていたようである。天保二（一八三一）年、弘化元（一八四四）年、万延元（一八六〇）年に『武鑑』に関する文書がある。万延には『武鑑』の交代寄合の収録位置について問題がおこり、板元との交渉で「御壱方様々金三分宛武鑑三部ツ、御買上被下候得者表交代様之通り摺直シ可申」ということになった。これにより高木家では図面を作って

送ったらしく現在その写が残っている。

### (9) 家督

西高木家の家督相続関係の文書は、まず元禄一〇（一六九七）年に第六代新兵衛貞則が隠居し第七代五郎左衛門衛貞が家督を相続したときのものが九点、享保一三（一七二八）年の第八代修理貞輝関係が七点、同一六（一七三三）年第九代新兵衛篤貞関係四一点、明和三（一七六六）年第一〇代修理貞職関係一七点、文化九（一八一二）年第一一代修理経貞関係二二〇点、文久元（一八六一）年第一二代弾正貞広関係六六点がそれぞれ残っている。なお代のかぞえかたは『先祖書』によった。

東高木家の家督相続関係は、安永二（一七七三）年第六代大炊貞歳関係、同九（一七八〇）年第七代右膳演貞関係、天明元（一七八一）年第八代中務貞直関係がそれぞれ一点残るのみである。ほかに第五代内膳貞往と隠居遜こと先代内匠貞隆との親子不和合には西北両家が仲裁に入っており、関係文書が五〇点ちかく残っている。もちろん蓬左文庫所蔵の東高木家文書のなかには関連文書が多い。代のかぞえかたは『岐阜県史』によった。

北高木家の家督相続関係文書は、宝曆三（一七五三）年第七代玄蕃貞明関係、同五年第八代一学貞一関係各一点、寛政四（一七九二）年第一〇代兵庫貞雄関係四一点、同六年第一一代大次郎貞興関係一点、文化七（一八一〇）年第一二代玄蕃貞金関係二四一点、安政四（一八五七）年第一三代図書貞郷関係二点である。代数は『岐阜県史』によった。

入用勘定帳、音信帳、幕府への願書など関連の文書が二三点ある。

(11) 養子縁組

安永七(一七七八)年に新兵衛篤貞の四男金弥が尾張藩主榊原兵庫の養子となった。両家引合の書類、慶事

年代	来	遣	年代	来	遣	年代	来	遣
文政 4	○	○	天保 9	○	○	安政 2	○	○
5	○	○	10	○	○	3	○	○
6	○	○	11	○	○	4	○	○
7	○	○	12	○	○	5	○	○
8	○	○	13	○	○	6	○	○
9	○	○	14	○	○	万延 元	○	○
10	○	○	弘化 元	○	○	文久 元	○	○
11	○	○	2	○	○	2	○	○
12	○	○	3	○	○	3	○	○
天保 元	○	○	4	○	○	元治 元	○	○
2	○	○	嘉永 元	○	○	慶応 元	○	○
3	○	○	2	○	○	2	○	○
4	○	○	3	○	○	3	○	○
5	○	○	4	○	○	明治 元	○	○
6	○	○	5	○	○	2	○	
7	○	○	6	○	○	3	○	
8	○	○	安政 元	○	○			

註) 年次の横に※印のある明和八年～寛政十一年は別系統の音信帳が一冊のみあることを示す。

年代	来	遣	年代	来	遣	年代	来	遣
元文 2		○	明和 2	○	○	寛政 5※		
3		○	3	○		6※		
4			4	○	○	7※		
5			5	○	○	8※		
寛保 元			6	○	○	9※	○	○
2		○	7	○	○	10※	○	○
3		○	8※	○	○	11※	○	○
延享 元	○	○	安永 元※	○	○	12	○	○
2		○	2※	○	○	享和 元	○	○
3			3※	○	○	2	○	○
4		○	4※			3	○	○
寛延 元		○	5※			文化 元	○	○
2	○	○	6※			2	○	○
3	○	○	7※			3	○	○
宝暦 元		○	8※			4	○	○
2	○	○	9※			5	○	○
3	○	○	天明 元※			6	○	○
4	○	○	2※			7		
5	○	○	3※			8	○	○
6	○	○	4※			9	○	○
7	○	○	5※	○	○	10	○	○
8	○	○	6※	○	○	11	○	○
9	○	○	7※	○	○	12	○	○
10	○	○	8※	○	○	13	○	○
11	○		寛政 元※	○	○	14	○	○
12	○	○	2※			文政 元	○	○
13	○		3※			2	○	○
明和 元	○	○	4※			3	○	○

から明治三(一八七〇)年まではば欠落なく保存されているので、その史料価値はさらに高い。

(10) 贈答

『来音信帳』『遣音信帳』がここに分類されている。これには高木家と他家との贈答の内容のいっきが記載してある。高木家の交際範囲を知るのに好個の史料である。しかも表にみえるように元文二(一七三七)年から明治三(一八七〇)年まではば欠落なく保存されているので、その史料価値はさらに高い。

天明三（一七八三）年には新兵衛篤貞の三男三五郎が幕府御家人市岡大蔵の養子となった。関連史料は五八点残っている。

天保九（一八三八）年には大垣藩主戸采女正の子供芳之助を引取り養育する。関連史料は一点である。芳之助は安政三（一八五六）年に死去している。

明治二（一八六九）年に水口藩主加藤能登守弟賢次郎が貞広の養子となった。縁組の成立には数年を要している。すなわち慶応二（一八六六）年付の文書にはじまり明治二年の引移りにいたるまで一五六点の関連文書がある。

## (12) 借財

高木家の借財をトータルに把握できる史料は『借財仕訳帳』である。これが残っている年次を書きあげてみると、天保二（一八三一）年、三年、四年、九年、十二年、一四年、弘化元（一八四四）年、二年、四年、嘉永二（一八四八）年、四年、五年、六年、安政二（一八五五）年、三年、五年、万延元（一八六〇）年、文久三（一八六三）年の各年次である。この史料がそうであるように、借財関係の大部分の文書は天保期以降のものである。これは高木家の財政活動と関連があるのかもしれない。

『借財仕訳帳』は借入先べつに、借入金高、利息、返済条件、当該年次の返済分が記載してある。天保四（一八三三）年のばあいには、尾州小納戸金、尾州市ヶ谷金、尾州寺社金、信楽役所金など大口でおおむね長期返済のものが一グループとされ、約二六五〇両の借金となっている。つぎに当座口として年内返済を条件で借入れた額が約七九〇両ある。その借入先は、調達講割戻し金、時多良村々調達金、領内の個人などである。

さらに、「諸職人賃金払残<sup>并</sup>瓦代共」「諸商店払方残り」など約三六〇両が計算してある。最後に三口が合計され、この年は三八〇〇両ちかくの借金となっている。ちなみに各年次の借金高を記してみると、天保九（一八三八）年四五〇〇両余、同一二年六四五〇両、同一四年六四五〇両、弘化二（一八四五）年八〇〇〇両、同四年三一四〇両余、嘉永二（一八四九）年六二〇〇両余、同四年三〇〇〇両余、同五年四一〇〇両、安政二（一八五五）年五四〇〇両、同五年五五〇〇両、万延元（一八六〇）年四五〇〇両などと巨額にのぼっている。これらのなかには村に引受させた借金もかなりあり、弘化二（一八四五）年にはその返済をめぐって多良九カ村が百姓一揆をおこなっているほどである。

「借財」の項の大部分の文書は一件いっけんの借金に関する諸書付類である。そのなかには借金交渉の往復書状、抵当物件の帳簿、古証文あるいは返済延期の歎願書控など種々様々である。とりわけ百姓一揆の原因にもなっている紀州名目金志賀谷役所よりの借入一件は各種の文書が豊富である。

## (13) 留守居方財政

高木家では江戸に一名の留守居方役人を常駐させていた。その役向日記はすでに整理済みである（『調査報告』四七ページ以下参照）。ここではその財政関係の史料を分類した。

まず江戸への送金に関する帳簿である。『江戸下金覚帳』といい、安永九（一七八〇）年、天明元（一七八一）年、同二年分各一冊、同三〜五年分一冊、同六〜七年分一冊、同七〜寛政六（一七九四）年分一冊、同七〜文化四（一八〇七）年分一冊、同四〜五年分一冊、同五〜六年分一冊、同六〜七年分一冊、同八〜同一四年分一冊、同一四〜文政一一（一八二八）年分一冊、同一〜弘化元（一八四四）年分一冊、天保二（一八三一）

同八年分一冊、弘化二（一八四五）年分一冊、以上一五冊が残っている。これは在所に残る帳簿ではあるが、留守居方財政の起点を示す史料であるので、ここに分類した。

勘定帳関係のおもなものをあげてみると、つぎのようである。

『江戸勘定目録』	明和元（一七六四）年	一冊
『江戸入用金請取払帳』	明和元年、同二年	二冊
『諸勘定帳』	天明二（一七八一）年二月～同三年二月	二冊
『御留守居方 <sup>定用</sup> 臨時御勘定仕上帳』	文化一三（一八一六）年二月～文政六（一八二三）年二月	一二冊
『諸払方御勘定帳』	文政一二（一八二九）年三月～天保三（一八三二）年二月	四冊
『御入用請払御勘定帳』	天保五（一八三四）年正月～嘉永三（一八五〇）年正月	三〇冊
『諸御入用帳』	嘉永三（一八五〇）年八月～安政元（一八五四）年七月	七冊
『御入用御勘定帳』	安政元（一八五四）年十二月～慶応三（一八六七）年九月	二九冊

これらは内容的には同じものである。標題は留守居方役人の更迭に応じて変化している。このほかに江戸廻米関係の文書が三八点残っている。

（以上）